



安曇野

安曇野市土地利用ガイドライン 【第4版】

● 手続編

1 開発事業を行う際に必要な手続	1
2 開発事業の各手続の流れ	3
3 説明会の開催に関する事項	7
4 手続上の特例的措置	9
5 各手続に関する書類	13

● 基準編

1 土地利用基本区域	15
2 開発事業の基準	17
3 開発事業に係る技術的な基準	25
4 特定開発事業の認定に関する指針	27

● 資料編

資料1 安曇野市の適正な土地利用に関する条例	29
資料2 安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則	33
資料3 特定開発事業の認定に関する指針	36
参考情報	37

※土地利用基本区域は、安曇野市ホームページ上の
都市計画等情報マップから閲覧できます。

都市計画等情報マップ

<https://www.city.azumino.nagano.jp/site/kaihatsu/101535.html>

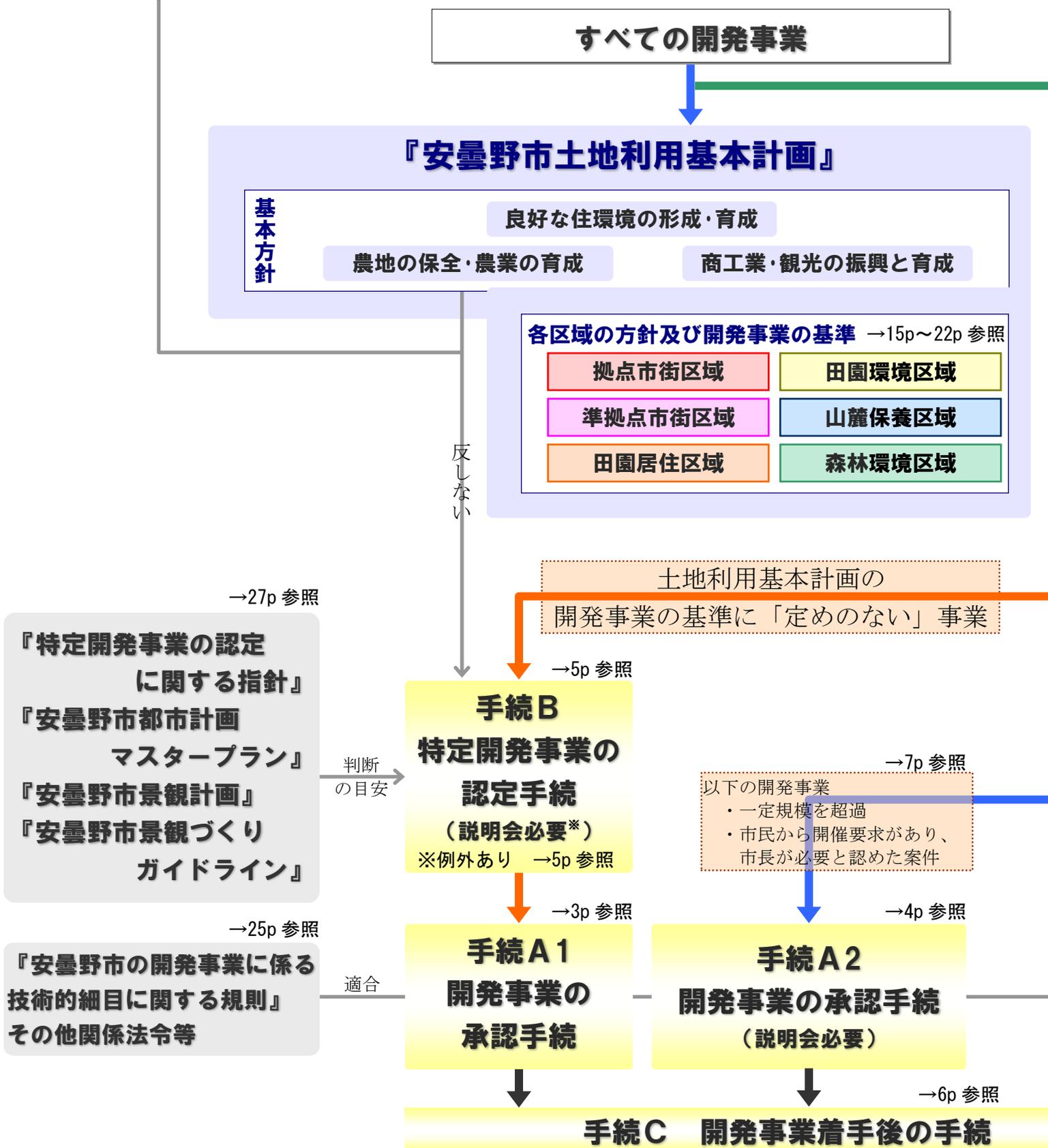


1 開発事業を行う際に必要な手続

安曇野市内で開発事業*を行う際は、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地条例」）、同条例施行規則（以下「規則」）に基づき、その事業の規模・目的に応じて、所定の手続が必要となります。

開発事業に係る手続は、下図に示すように大きく5つに分類できます。それぞれの詳細な手続の流れは、3～6 ページを参考してください。

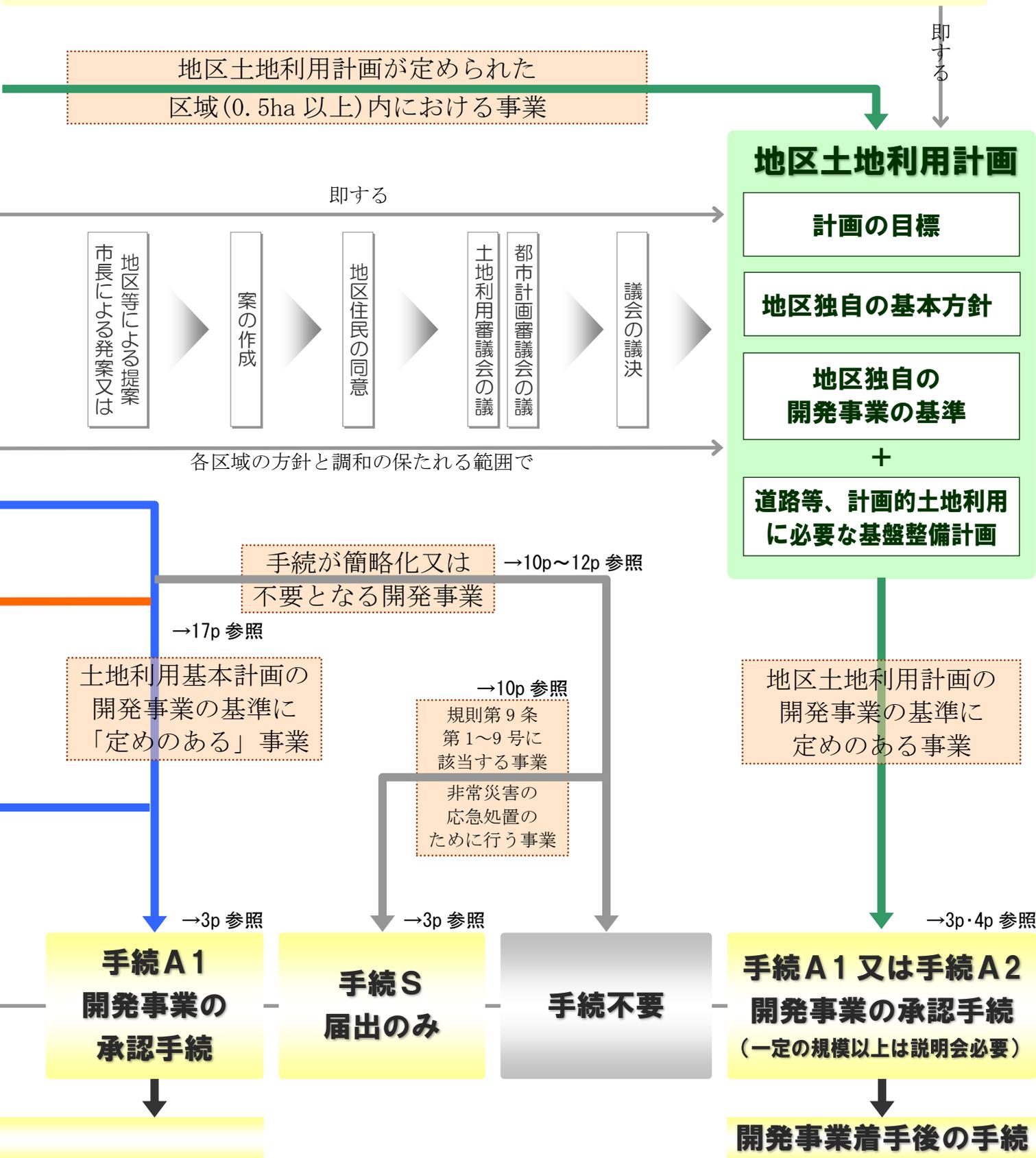
まちづくりの目標像 豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、



※『開発事業』とは、「市内で行う建築物等を建築する事業、建築物等の用途を変更する事業、土地の区画又は形質を変更する事業その他土地利用を変更する事業」をいい、大小・種類を問わず土地利用を変更する行為を幅広く含みます。



暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくり

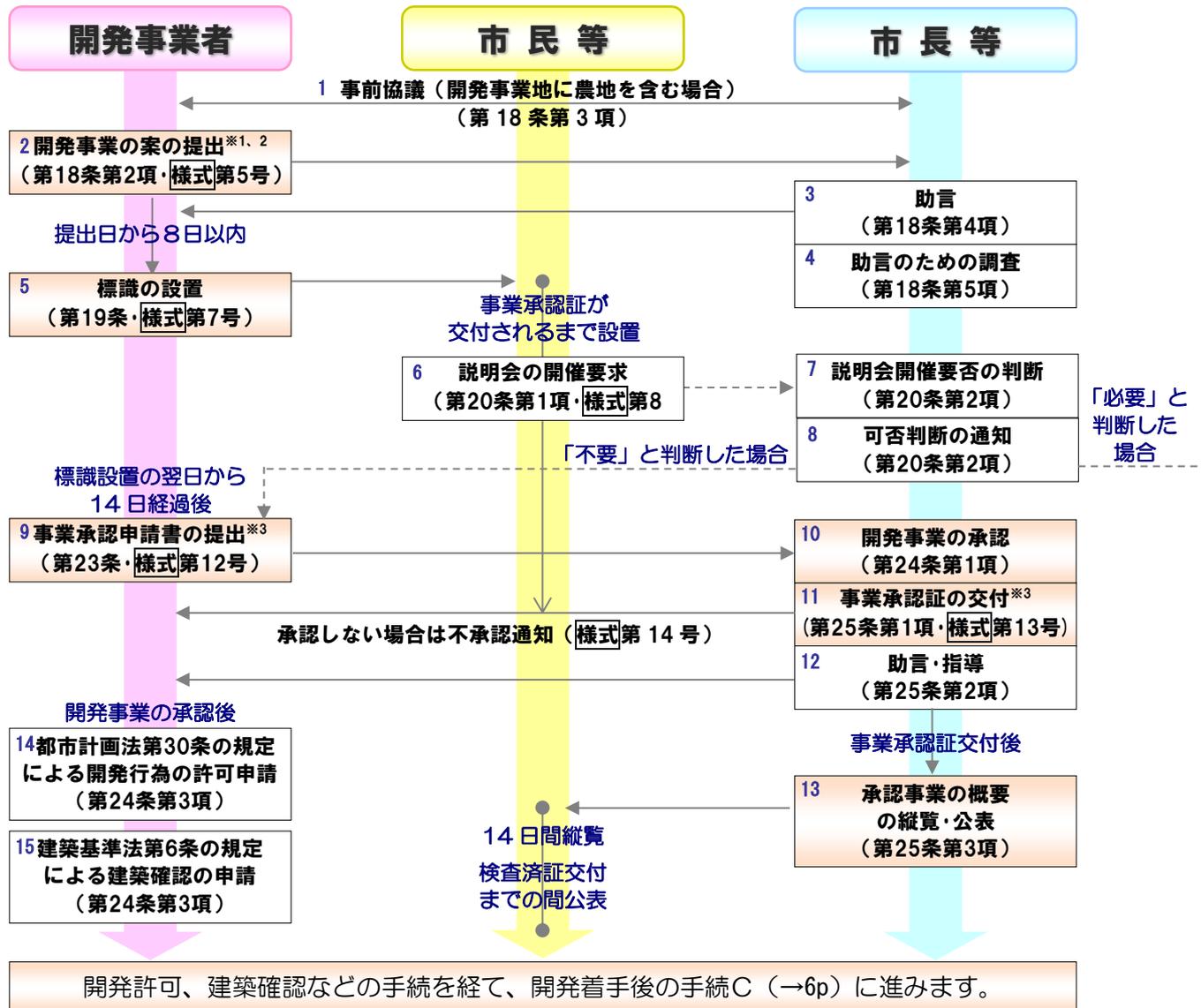


2 開発事業の手続の流れ

1～2 ページに示す手続の分類に沿って、それぞれの手続の流れを示します。

なお、安曇野市景観条例（以下「景観条例」）の手続との関係にも留意してください。

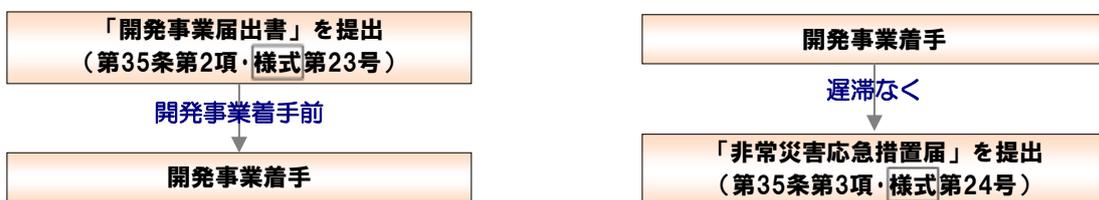
手続 A 1 開発事業の承認手続（説明会の開催が不要な場合）



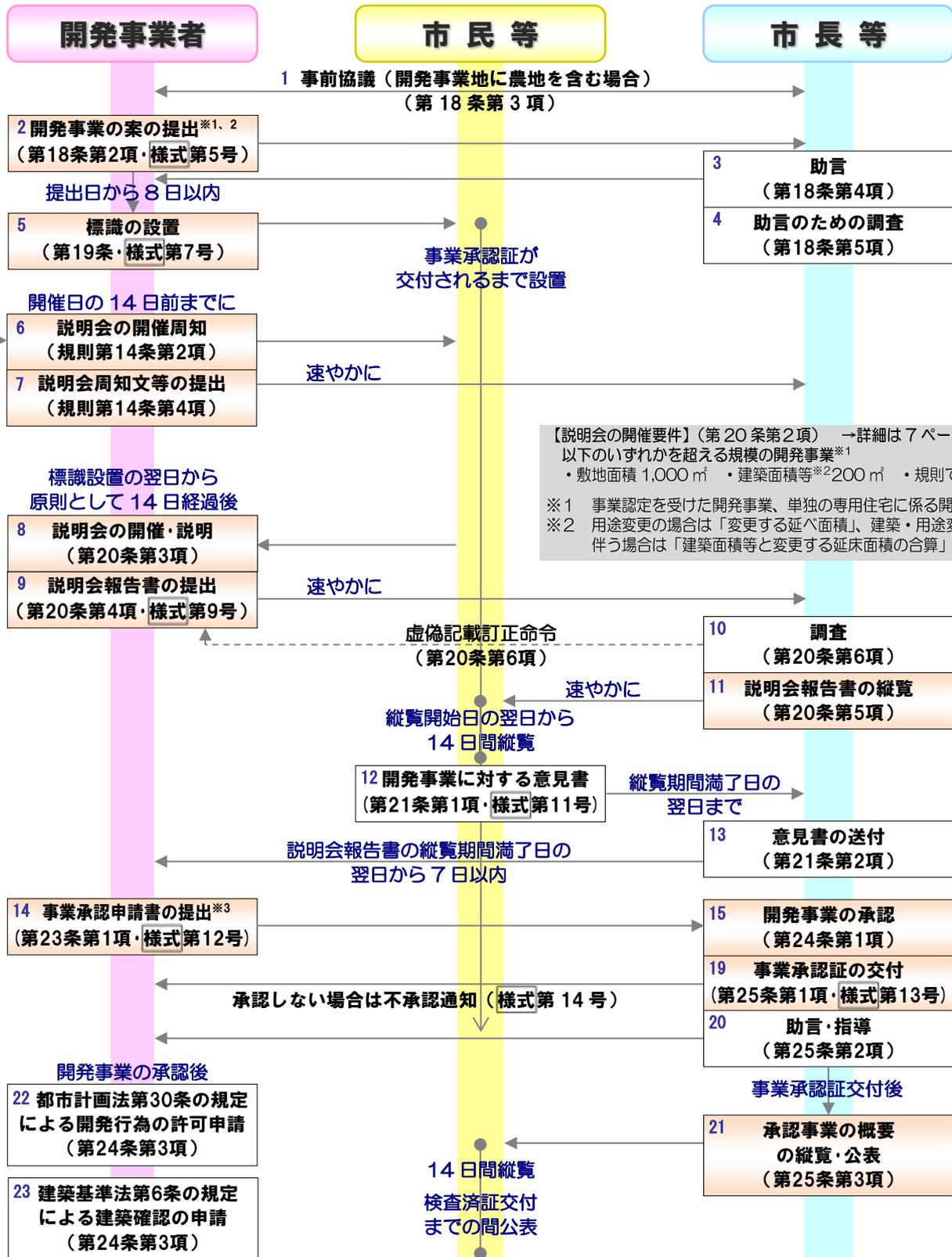
- ※1 景観条例に基づく届出は、開発事業の案の提出後（または同時）に行ってください。
- ※2 開発事業の案の提出後、原則として 1 年以内に事業承認申請書の提出がない場合、案の取下げがあったものとみなします。
- ※3 景観条例に基づく届出が必要となる開発事業の場合、行為着手制限期間の満了後又は「行為着手制限期間短縮通知書」の交付後でない限り開発事業の承認はできません。
- ※4 事業承認証の交付後、開発事業の内容を変更するときは、再度事業承認を受ける必要があります。（軽微な変更を除く）
- ※5 上記において、規則第 21 条に定める軽微な変更を行う際は、様式第 15 号による届出が必要です。

手続 S 開発事業の届出のみ

- ① 拠点・準拠点市街区域での小規模な開発 (条例第 35 条第 1 号)
- ② 通常の管理行為、軽易な行為等 (条例第 35 条第 2 号、規則第 9 条第 1～7 号)
- ③ 非常災害の応急処置 (条例第 35 条第 3 号)



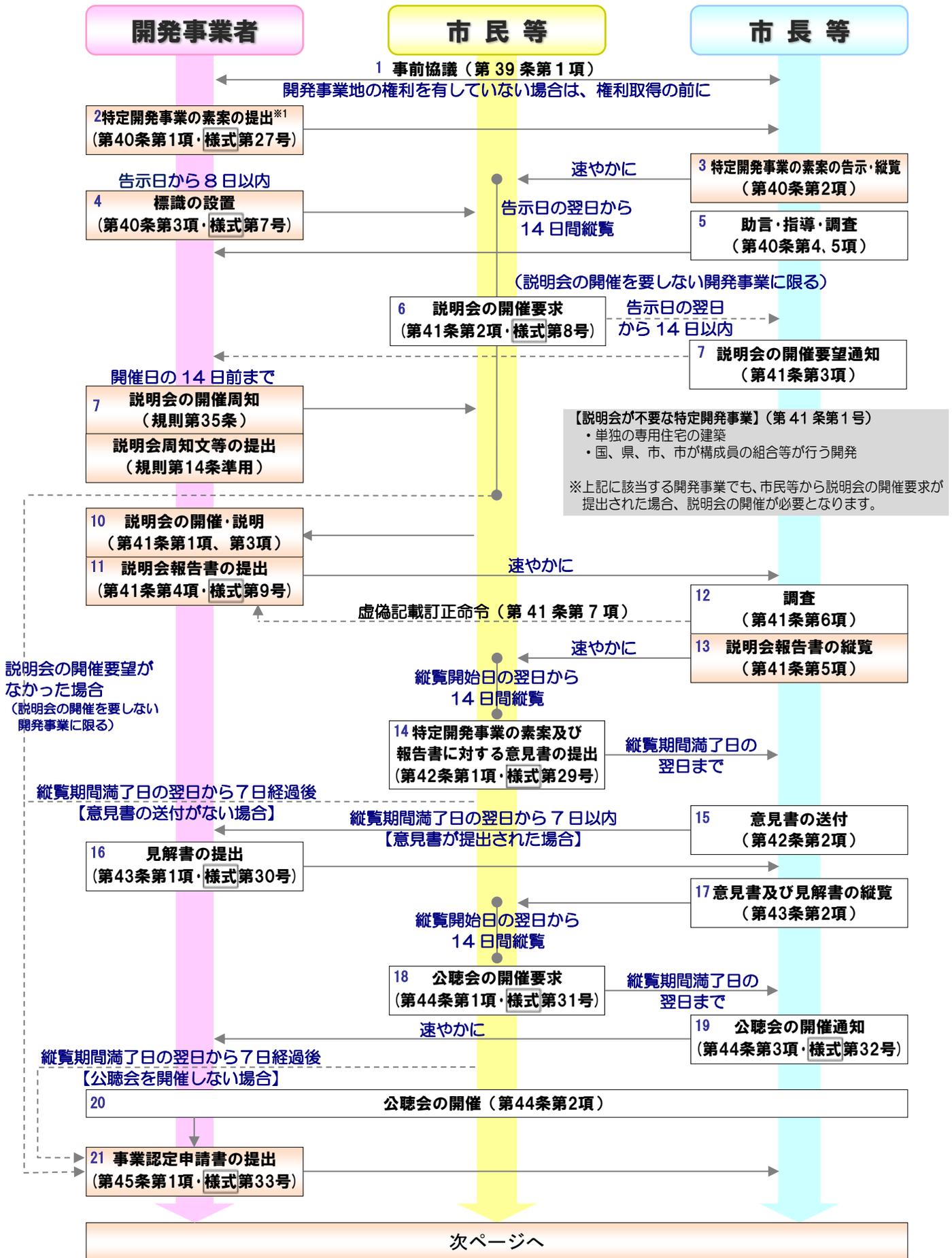
手続A2 開発事業の承認手続（説明会の開催が必要な場合）

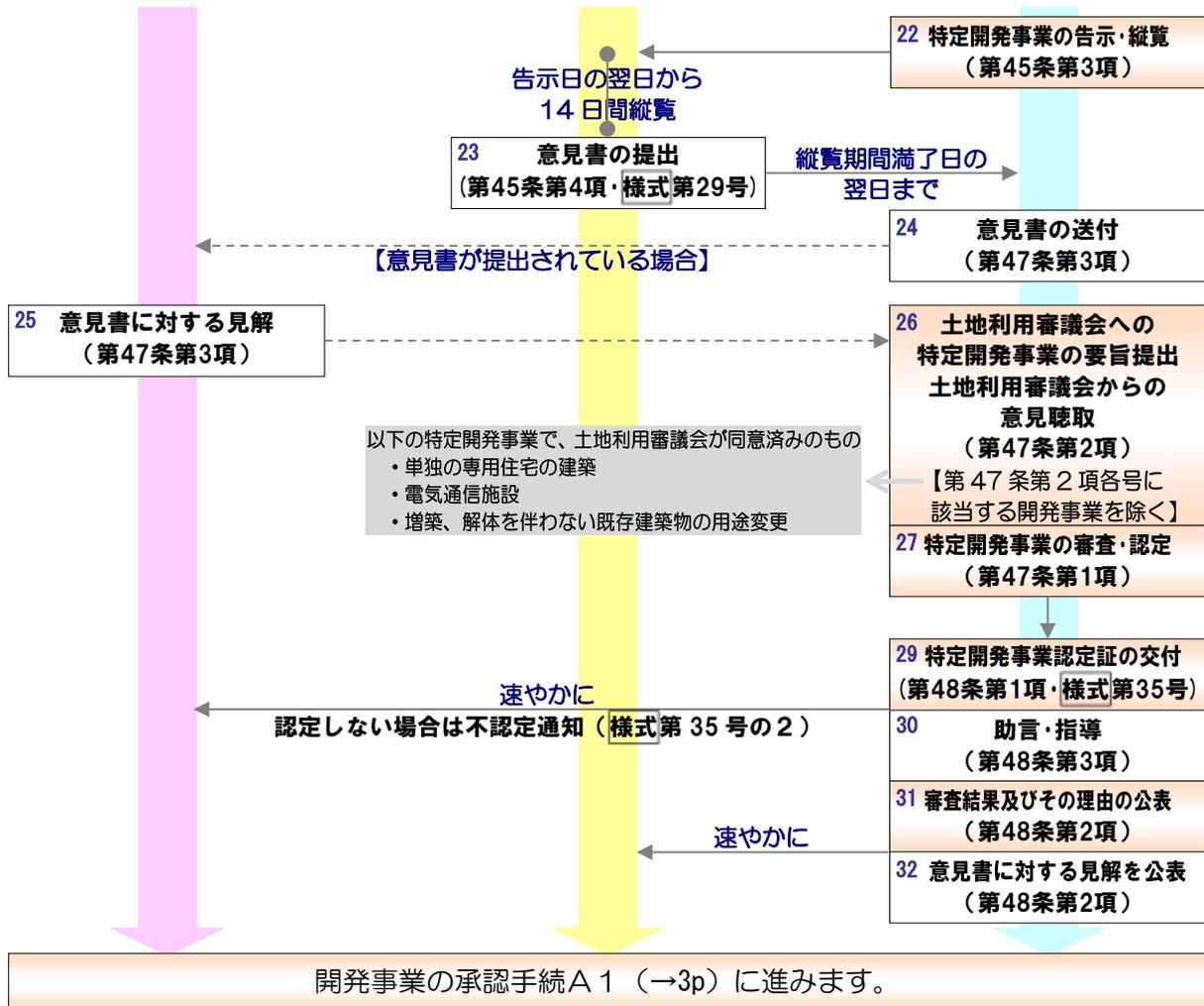


開発許可、建築確認などの手続を経て、開発事業着手後の手続C（→6p）に進みます。

※1 景観条例に基づく届出は、開発事業の案の提出後（または提出と同時に）行ってください。
 ※2 開発事業の案の提出後、原則として1年以内に事業承認申請書の提出がない場合、案の提出がなかったものとみなします。
 ※3 景観条例に基づく届出が必要となる開発事業の場合、行為着手制限期間の満了後又は「行為着手制限期間短縮通知書」の
 交付後でないと開発事業の承認はできません。
 ※4 事業承認証の交付後、開発事業の内容を変更するときは、再度事業承認を受ける必要があります。（軽微な変更を除く）
 ※5 上記において、規則第21条に定める軽微な変更を行う際は、様式第15号による届出が必要です。

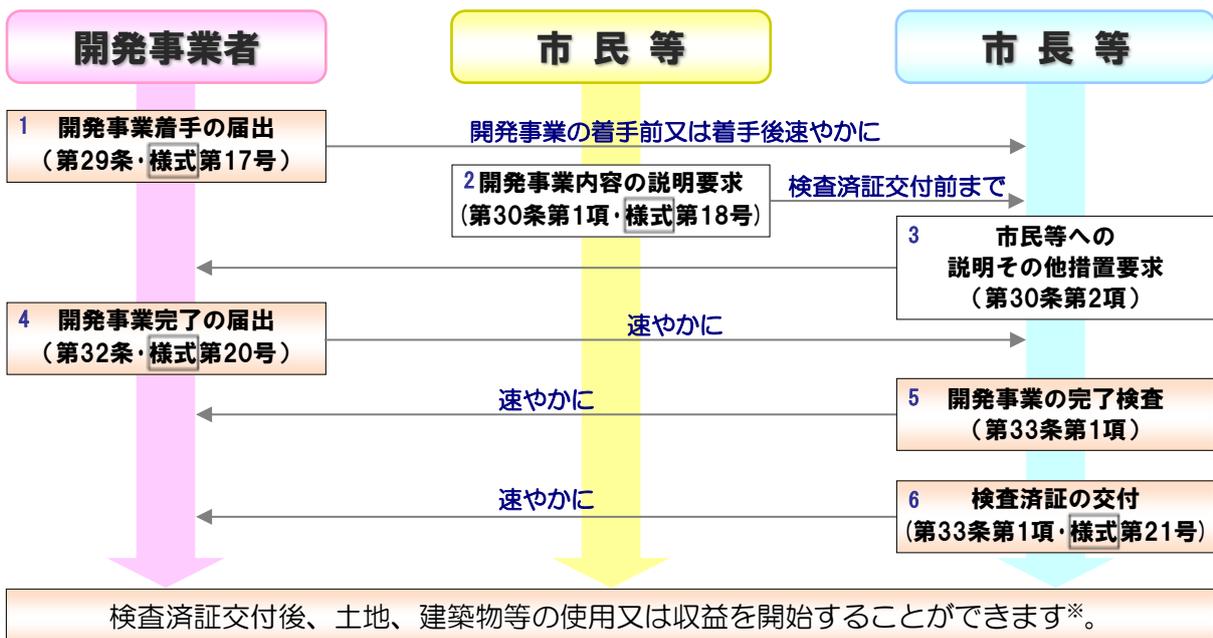
手続B 特定開発事業の認定手続





- ※1 素案の提出後、原則として1年以内に事業認定申請書の提出がない場合、素案の取下げがあったものとみなします。
- ※2 事業認定証の交付後、承認申請を行うまでの間に、事業認定を受けた内容を変更しようとするときは、再度事業認定を受ける必要があります(軽微な変更を除く)。
- ※3 上記において、規則第43条に定める軽微な変更を行う際は、様式第37号による届出が必要です。

手続C 開発事業着手時及び着手後の手続



- ※ 土地又は建築物等の一部の使用又は収益を開始する合理的な理由がある場合、その旨を申請(様式第22号の2)し、市長が承認したときは、承認を受けた部分の土地又は建築物等の使用又は収益を開始することができます。
- ※ 完了予定日から10年を徒過して未着手の案件や、開発区域内地権者の権利保護の必要性が認められる案件等については、開発事業者その他関係者等への聞き取りを経て、事業承認を取り消す場合があります。

周知範囲（規則第14条第3項）

開発事業の区分			周知方法※1	
敷地面積	用途	開発面積	個別通知範囲※2 (事業地からの距離)	回覧などによる周知の対象
	住宅系 商業系 公益系	1,000㎡以下	20m	・該当区※3,4 ・区役員
		田園環境区域: 1,000㎡超～1,500㎡以下 その他の区域: 1,000㎡超～3,000㎡以下	30m	
		田園環境区域: 1,500㎡超 その他の区域: 3,000㎡超	50m	
工業系	1,000㎡以下	30m (流通業、騒音・臭気が出る工場等は70m)	・該当区※3,4 ・区役員	
	1,000㎡超	50m (流通業、騒音・臭気が出る工場等は100m)		
建築面積 及び 築造面積	用途	建築面積又は用途変更に係る面積	個別通知範囲※2 (事業地からの距離)	回覧などによる周知の対象
	住宅系 商業系 公益系	200㎡以下	20m	・該当区※3,4 ・区役員
		200㎡超～1,000㎡以下	30m	
		1,000㎡超	50m	
	工業系	1,000㎡以下	30m (流通業、騒音・臭気が出る工場等は70m)	・該当区※3,4 ・区役員
		1,000㎡超	50m (流通業、騒音・臭気が出る工場等は100m)	
高さ	区域	高さ	個別通知範囲※2 (事業地からの距離)	回覧などによる周知の対象
	拠点市街区域 準拠点市街区域	20m超	30m	・該当区※3,4 ・区役員
	田園居住区域	12m超	30m	
	産業集積地 (青木花見・島新田、烏川、黒沢)	15m超	40m	・該当区※3,4 ・区役員
	産業集積地 (明科、三田、あづみ野)	20m超	50m	
	・田園環境区域(産業集積地除く) ・山麓保養区域 ・森林環境区域	10m超	30m	

※1 開発事業が複数の区分に該当する場合の個別通知範囲は、最も長い距離を適用します。
 ※2 個別通知の対象は以下を原則とし、通知方法は文書（郵送、ポスティング等）によるものとします。
 ・範囲内に存在する建築物に居住する者（施設入居者等は除く）
 ・範囲内に存在する建築物において活動する企業、団体等
 ・範囲内の土地又は建物を所有する者（行政機関は除く）
 ※3 回覧の範囲は、該当区全域を原則とします。ただし、規模や用途等を踏まえて区長等が回覧範囲を別に指定する場合は、当該指示に従ってください。
 ※4 規模や用途、位置等に応じて、関係する区（隣接する区）などにも周知するものとします。
 ※5 周知方法が判断できない場合（市民等からの開催要求に基づく説明会等）は、別途、市にご相談ください。

4 手続上の特例的措置

(1) 基本計画に適合するとみなされる開発事業

開発事業の区分	満たすべき要件	必要な手続	参照
専用住宅または兼用住宅の用に供する敷地の拡張	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張する敷地面積が、次の要件をいずれも満たす <ul style="list-style-type: none"> ○拡張の理由を鑑みやむを得ないと認められる規模 ○既存の敷地面積を超えない ・予定建築物の規模や配置が、基本計画等^{※1}で定める各種制限^{※2}を超えない 	開発事業の承認手続	規則第8条第1号
上記以外の敷地の拡張 (=事業敷地等の敷地の拡張)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の用途を変更しないこと ・拡張する敷地面積が、次の要件をいずれも満たす <ul style="list-style-type: none"> ○拡張の理由を鑑みやむを得ないと認められる規模 ○既存の敷地面積の0.5倍以下(又は500㎡以下) ・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない 		規則第8条第2号

※1 基本計画、地区土地利用計画又は地区計画

※2 建蔽率、容積率、高さ及び壁面後退基準

<参考>土地条例における「戸建住宅」の種別(条例第2条)

種別	定義	備考
専用住宅 (条例第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2(イ)項第1号に規定する住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の用に供する部分(以下「業務部分」)を兼ねないもの。
兼用住宅 (規則第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部分を兼ねるもので、以下要件をいずれも満たしているもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務部分の床面積の合計が50㎡以下であること。 (2) 業務部分の床面積が、当該建築物の延床面積の2分の1を超えないこと。 (3) 当該建築物の内部以外の箇所を業務の用に供さないこと。 (来客者用駐車場、屋外広告物の設置、その他周辺環境に影響を及ぼす恐れが低いものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部分の用途は、以下いずれかに合致する必要あり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各基本区域の「店舗・事務所等」または「公共公益施設」で掲げるもの (2) 建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるもの[※]
併用住宅 (基本計画 - 単語の定義)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部分を兼ねるもので、兼用住宅以外のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件に合致する必要あり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務部分の用途が、各基本区域の「店舗・事務所等」または「公共公益施設」で掲げるものに合致していること。 (2) 業務部分の面積が、各基本区域で定める業種ごとの規模を超えないこと。

※ 建築基準法施行令第130条の3各号の規定は以下のとおり。

- (1) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車等の事務所を除く。)
- (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他のサービス業を営む店舗
- (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他のサービス業を営む店舗(原動機の出力制限あり)
- (5) 自家販売のために食品製造・加工を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等(原動機の出力制限あり)
- (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室等
- (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機の出力制限あり)

(2) 手続が届出のみの開発事業

開発事業の区分	満たすべき要件	必要な手続	参照			
拠点市街区域または準拠点市街区域で行う小規模な開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域または準用途地域の制限に適合 ・敷地面積 500 m²以下 ・予定建築物等の高さ 10m以下 ・原則として、災害危険区域等を含まない 	着手前の届出 (様式第 23 号)	条例第 35 条第 1 項 第 1 号ウ(ア)			
拠点市街区域または準拠点市街区域内の既存の建築物の用途を変更する開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域または準用途地域の制限に適合 ・用途変更に係る面積が 500 m²以下 ・建築物の増改築や解体を伴わない ・原則として、災害危険区域等を含まない 		条例第 35 条第 1 項 第 1 号ウ(イ)			
施行日前に造成された宅地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物が専用住宅または兼用住宅であること ・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない 		条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 1 号			
農林漁業の用に供する建築物を建築する開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物が以下のいずれかであること (1) 農林漁業の生産・集荷用の施設 (2) 農林漁業の生産資材・農業用機械器具の保管用の施設 ・建築面積が 200 m²以下 ・敷地面積が 500 m²以下 ・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない 		条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 2 号			
自己用駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住する住宅に近接した場所であること ・建築物等の建築を伴わないこと ・敷地面積が 50 m²以下で、かつ家族構成等の理由によりやむを得ないと認められる規模であること 		条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 3 号			
既存敷地内(小規模の敷地拡張含む)における開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物が、既存建築物と同用途又は既存建築物に附属するもの ・拡張する敷地面積が 50 m²以下 		条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 4 号			
※予定建築物の延べ面積等が 200 m ² 以下の場合には手続き不要 (P11 参照)	<table border="1"> <tr> <td>[一般に適用する基準]</td> <td>[既存不適格建築物に適用する基準]</td> </tr> <tr> <td>・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない</td> <td>・予定建築物の延べ面積が、制度適用時点の延べ面積の 1.2 倍(増築の場合は 0.2 倍)以下</td> </tr> </table>			[一般に適用する基準]	[既存不適格建築物に適用する基準]	・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない
[一般に適用する基準]	[既存不適格建築物に適用する基準]					
・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない	・予定建築物の延べ面積が、制度適用時点の延べ面積の 1.2 倍(増築の場合は 0.2 倍)以下					
既存の建築物等の用途を変更する開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用途変更に係る面積が 200 m²未満 ・変更後の用途が基本計画の基準に適合 ・建築物の増築、解体を伴わない ・原則として、災害危険区域等を含まない 	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 5 号				
太陽光発電施設を設置する開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例第 16 条第 1 項の許可を受けて設置するもの 	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 6 号				
一時的な土地利用等(3 年以内) ※利用期間が 30 日以内の場合には手続き不要(P12 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年以内に原状回復するもので、次のいずれかに該当する者 (1) 延べ面積等 1,000 m²以下の仮設建築物等の建築 (2) 既存建築物の用途変更で、変更に係る面積が 1,000 m²以下 (3) 災害危険区域等を含まない土地における開墾、土砂採取、その他土地の形質変更で、敷地面積が 5,000 m²以下 	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 7 号				
非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業	-	着手後の届出 (様式第 24 号)	条例第 35 条第 1 項 第 3 号			

(3) 手続が不要となる開発事業

開発事業の区分	満たすべき要件		参照
<p>既存敷地内(小規模の敷地拡張含む)における開発事業のうち、予定建築物の延べ面積が 200 m²以下のもの</p> <p>※予定建築物の延べ面積等が 200 m²を超える場合は、届出が必要(P10 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物が、既存建築物と同用途又は既存建築物に附属するもの ・予定建築物の延べ面積が 200 m²以下 ・拡張する敷地面積が 50 m²以下 <p>[一般に適用する基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の規模や配置が、基本計画等で定める各種制限を超えない 	<p>[既存不適格建築物に適用する基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の延べ面積が、制度適用時点の延べ面積の 1.2 倍(増築の場合は 0.2 倍)以下 	<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 8 号</p>
<p>既存敷地内で、建築物等を新築・新設する開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物等の延べ面積が 10 m²以下 ・予定建築物等の高さが 10m以下 ・原則として、災害危険区域等を含まないこと 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 9 号</p>
<p>土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他土地の形質変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 300 m²以下 ・生じる法面及び擁壁の高さが 1.5m以下 ・原則として、災害危険区域等を含まないこと 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 10 号</p>
<p>屋外における土石その他の物件(廃棄物、再生資源等を除く)の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 100 m²以下 ・高さ 3m以下 ・原則として、災害危険区域等を含まないこと 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 11 号</p>
<p>道路、河川その他の水路、公園、鉄道、供給処理施設その他これらに付随する施設の管理者等が、当該施設の改良、改修、維持、修繕その他管理のために行う開発事業</p>	-		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 12 号</p>
<p>水道管、ガス管、電話線、通信用ケーブルその他の地下埋設物を新設する工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原状回復するもの 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 13 号</p>
<p>架空電線路用、保安通信設備用(高圧送電線用を除く)の鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安通信設備用は、電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者のもの 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 14 号</p>
<p>木材の伐採等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除伐、間伐、整枝その他木材の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木材の伐採 		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 15 号</p>
<p>農林漁業を営むために行う開発事業(建築物の建築等を伴わないもの)</p>	-		<p>条例第 35 条第 1 項第 2 号 規則第 9 条第 16 号</p>

開発事業の区分		満たすべき要件	参照
農林漁業を営むために （建築物の建築等を伴うもの） 行う開発事業	生産・集荷用の施設 （育苗施設、ビニールハウス、 鋼材で組み立てた棚など）	-	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 17 号
	生産・集荷用の施設 （堆肥舎、サイロ、温室など）	・建築面積等が 50 m ² 以下 ・高さが 10m以下	
	・生産資材の貯蔵・保管用の 施設（農機具等収納施設等） ・農産物等の販売の用に 供する建築物等	・敷地面積等が 200 m ² 以下 ・高さが 10m以下	
	その他の施設	・用排水機、取水施設等、農用地の保全若しくは利用上必要な 施設の管理の用に供する建築物等 ・索道の用に供する建築物等	
太陽光発電施設の設置を 目的とする開発事業	建築物の屋根又はひさしに 設置するもの	-	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 18 号
	建築物が存する敷地内に 設置するもの	・設置する部分の敷地面積が 200 m ² 以下 ・原則として、災害危険区域等を含まないこと	
	工場立地法の環境施設	工場立地法第 4 条第 1 項第 1 号の緑地以外の主務省令で定め る環境施設に該当するもの	
砂利の採取を目的とする開発事業		-	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 19 号
一時的な土地利用等（30 日以内） ※利用期間が 30 日超～3 年の場合は 届出が必要（P10 参照）	以下のうち、30 日以内に原状回復するもの ・仮設の建築物等の建築 ・資材の保管 ・建築物等の用途変更 ・土地の区画形質の変更 ・その他土地利用の一時的な変更	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 20 号	
一般廃棄物の指定集積場所を建築する 開発事業	安曇野市指定集積場所に関する事項及び施設整備補助金交付 要綱により市長が指定する集積場所	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 21 号	
防災倉庫等を建築する開発事業	安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の対象事 業として設置するもの	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 22 号	
無線端末との間で通信を行うための 装置の設置を目的とする開発事業	既存建築物等に附属的に設置するもの	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 23 号	
その他市長が通常の管理行為又は軽易 な開発として認めるもの	-	条例第 35 条第 1 項 第 2 号 規則第 9 条第 24 号	

5 各手続に関する書類

(1) 事業者が提出する書類

区分	内容	様式	参照	添付図書
開発事業の承認関係	開発事業の案の提出	開発事業提案書(第5号)	規則第10条	※規則別表 →14ページ参照
	開発事業の案の取り下げ	開発事業提案取下届出書(第6号)	規則第11条	—
	標識の設置	開発事業計画標識(第7号)	規則第12条	計画図面(土地利用計画図等)
	説明会の開催案内(標識、個別通知、回覧文)	—	規則第14条第4項	—
	開発事業案の説明会に関する報告	開発事業説明会報告書(第9号)	規則第16条	・出席者名簿 ・配布資料 ・会議録 ・その他補足資料
	開発事業承認の申請	開発事業承認申請書(第12号)	規則第19条	※規則別表 →14ページ参照
	開発事業の軽微な変更	開発事業軽微変更届出書(第15号)	規則第22条	変更内容の分かる図書
	地位承継の届出	開発事業地位承継届出書(第16号)	規則第23条	地位承継を証明できる図書
開発事業の着手・完了検査関係	開発事業着手の届出	開発事業着手届出書(第17号)	規則第24条	工程表
	開発事業廃止の届出	開発事業廃止届出書(第19号)	規則第26条	—
	開発事業完了の届出	開発事業完了届出書(第20号)	規則第27条	・竣工写真 ・浸透施設設置時の写真(浸透層の深さが確認可能なもの)
	命令に基づく措置完了の届出	措置完了届(第22号)	規則第29条	—
	一部使用収益開始の申請	一部使用収益承認申請書(第22号の2)	規則第29条の2	※規則別表 →14ページ参照
開発事業の届出関係	軽易な開発事業他の届出	開発事業届出書(第23号)	規則第30条第2項	※規則別表 →14ページ参照
	非常災害の応急措置の届出	非常災害応急措置届(第24号)	規則第31条	—
特定開発事業の認定関係	特定開発事業の素案の提出	特定開発事業提案書(第27号)	規則第34条第1項	※規則別表 →14ページ参照
	標識の設置	開発事業計画標識(第7号)	規則第34条第3項(規則第12条準用)	計画図面(土地利用計画図等)
	特定開発事業の素案の取下げ	特定開発事業提案取下届出書(第28号)	規則第34条第4項	—
	説明会の開催案内(標識、個別通知、回覧文)	—	規則第35条第1項(規則第14条準用)	—
	特定開発事業素案の説明会に関する報告	開発事業説明会報告書(第9号)	規則第36条(規則第16条準用)	・出席者名簿 ・配布資料 ・要望、質問等に対する補足資料
	特定開発事業の素案に対する意見への見解	特定開発事業見解書(第30号)	規則第38条	—
	特定開発事業認定の申請	特定開発事業認定申請書(第33号)	規則第41条第1項	※規則別表 →14ページ参照
	特定開発事業認定申請に対する意見への見解	特定開発事業見解書(第30号)	規則第41条の2	—
	特定開発事業の軽微な変更	特定開発事業軽微変更届出書(第37号)	規則第44条	変更内容の分かる図書
	特定開発事業の廃止	特定開発事業廃止届出書(第37号の2)	規則第44条の2	—
地位承継の届出	特定開発事業地位承継届出書(第38号)	規則第45条	地位承継を証明できる図書	

(2) 市民等が提出する書類

区分	内容	様式	参照
開発事業関係 ・意見書の提出 ・説明会の開催要求	説明会の開催要求	開発事業提案説明会要求書(第8号)	規則第13条
	開発事業案に対する意見	開発事業意見書(第11号)	規則第18条
	開発事業期間中の説明要求	開発事業内容説明要求書(第18号)	規則第25条
特定開発事業関係 ・意見書の提出 ・公聴会の開催要求	特定開発事業素案に対する意見	特定開発事業意見書(第29号)	規則第37条
	特定開発事業素案に関する公聴会の開催要求	公聴会開催要求書(第31号)	規則第39条
	特定開発事業認定申請に対する意見	特定開発事業意見書(第29号)	規則第41条第3項(規則第37条準用)

注) 提出する意見書の内容は、まちづくりの目標像及び基本方針を踏まえたものであることが求められます。

(3) 添付図書（規則別表）

図書の名称		明示すべき内容等	縮尺	備考
開発事業区域位置図		開発事業区域	1/2,500 程度	住宅地図の写しでも可
公図 (不動産登記法第 14 条第 1 項の地図)		1 範囲は、開発事業区域とその周辺 2 以下内容を表示すること ・開発予定地の地番、地目、面積及び所有者氏名 ・開発予定地に接する土地の地番、地目、面積及び所有者氏名	1/500 程度	
現況図		地形、近隣の状況、地盤高、植生等	1/500 以上	
現況写真		敷地及びその敷地の周辺の状況を示す写真	—	
実施計画図	土地利用計画平面図	1 区画割図(面積を表示) 2 道路、給排水施設及び給排水経路 3 その他の公共施設等の位置 4 予定建築物等の位置 5 緑地等の植栽計画	1/500 以上	図面は、必要最小限度にまとめるものとする。
	給排水計画平面図	1 給排水施設の位置、種類及び形状 2 勾配及び流水方向 3 管径等	1/500 以上	
	造成計画平面図	現況、計画地盤面、切土及び盛土の状況並びに宅地	1/500 以上	
	各種構造物構造図	道路、水路、橋梁、擁壁等	1/500 以上	
予定建築物等の立面図		高さ、外観等		
予定建築物等の平面図		間取り、建築面積等		
各種計算書		・雨水排水計算書及び根拠資料 ・擁壁の構造計算書等		
土地の登記事項証明書(全筆分)				写しでも可
その他必要な図書		・その他開発事業の概要説明に必要なもの ・委任状 ・土地所有者意向確認書 ・測量図(分筆等を伴う開発事業の場合) ・商業登記簿謄本 ・事業計画書 ・分家等の証明書類(戸籍謄本等)	適宜	

注) 開発行為等、他の法令に規定されるものは、その規定によるものとします。
注) 市長が添付の必要がないと認めるときは、全部又は一部の図書を省略できる場合があります。

(4) 市長が発行する書類

区分	内容	様式	参照
措置命令関係	説明会報告書の訂正(条例第 20 条第 6 項) (条例第 41 条第 7 項) 開発事業着手制限(条例第 28 条) 原状回復措置(条例第 31 条第 2 項) 違反行為の是正措置(条例第 33 条第 2 項) 使用収益制限(条例第 34 条第 3 項) 不正等に対する是正措置(条例第 36 条)	措置命令書(第 10 号)	規則第 17 条
開発事業の承認関係	開発事業の承認	開発事業承認証(第 13 号)	規則第 20 条
	開発事業の不承認	開発事業不承認通知(第 14 号)	規則第 20 条
開発事業の完了検査関係	一部使用収益開始の承認	一部使用収益承認証(第 22 号の 3)	規則第 27 条の 2
	一部使用収益開始の不承認	一部使用収益不承認通知(第 22 号の 4)	規則第 27 条の 2
	開発事業の検査	検査済証(第 21 号)	規則第 28 条
	立入調査の際の身分証明	身分証明書(第 25 号)	規則第 32 条
特定開発事業関係	公聴会の開催通知	公聴会開催通知書(第 32 号)	規則第 40 条第 3 項
	特定開発事業の認定	特定開発事業認定証(第 35 号)	規則第 42 条
	特定開発事業の不認定	特定開発事業不認定通知(第 35 号の 2)	規則第 42 条